

[平成29年12月7日総務建設常任委員会－12月07日・01号]

◆岡本 委員 私から何点か聞かせていただきたいと思います。参考資料にも記載されているように指定管理者候補者選定委員会を欠席された委員がいるというふうに記載されておりますけども、これについては事前にこの調整ができなかったのか、また欠席によって委員会の成立、また審査に影響はなかったのか、この辺についてお答え願います。

◎橋本 都市政策課長 本選定委員会の開催日につきましては当初より委員受諾の上、決定されており、再度日程調整を試みましたが他の委員との調整がつかず、欠席することとなりました。

審査としましては委員全員の出席が望ましいものの、委員の過半数の出席がありましたので、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条の規定により、各回の委員会は成立いたしております。

なお、欠席委員には事前に申請書類を御確認いただき、専門分野の視点から御意見を頂戴し、他の委員に参考となるようお伝えしたため、審査に影響はなかったものと考えております。

◆岡本 委員 議案説明にもありましたけれども、結果的に今回の審査につきましては有効な申請者が1者ということであります。もともとからこの申請団体が、例えば1者しかなかった場合でも選定委員会は開催されたのでしょうか。

また、選定委員会からの答申によりますと、順位の1位が944点、順位2位が933点と得点差が11点と僅差でありますけども、仮にもっと大きな得点の開きがあった場合でも、この順位2番の団体が候補者になるのか、この辺についてお答え願います。

◎橋本 都市政策課長 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の各条文では、指定管理者の候補者を選定するに当たっては、選定委員会に諮問しなければならないとあり、公募による申請者が1者の場合でも選定委員会に諮問を行い、仕様書に記載している業務を適切に履行できると判断されれば候補者として選定されます。

また、仮に大きな得点の開きがあった場合でも、仕様書に記載している業務を適切に履行できると判断されれば、次席の候補者が市との優先交渉権者となります。

◆岡本 委員 わかりました。審査の結果、業務を適正に履行できると判断されている候補者ということでありますけども、今回の審査におきましてはどのような特色のある提案がなされたのか。また、これまで市営住宅を市が直営で管理していたことと比較して、今回この指定管理者を置くことによって、どのような点、利便性、また、サービスの向上が図れるのか、この辺についてお聞かせ願います。

◎橋本 都市政策課長 今回、候補者として選定しております団体の提案は、基本的な方針として、地元企業の利点を生かし、地域と連携しながら地域活性化を図ることを挙げ、これまで市が直営では実施することが困難であった単身高齢者等の見守り安否確認サービス、月7回以上の草刈りの実施や週1回の施設巡回等、安心快適な市営住宅環境が期待できるものでありました。

また、災害時や漏水等の緊急的な修繕等の対応については、24時間365日体制で対応することが可能となるため、指定管理者による施設管理は、入居者にとってこれまで以上に大きなメリットがあるものと考えております。

[平成29年12月7日総務建設常任委員会-12月07日-01号]

◆土山 委員 それでは、私のほうから何点か質疑させてもらいます。ちょっと事前にちょっといろいろお話させてもらってないところを最初に言って、確認させてもらいたんですけど、この指定管理者の募集の方法、どういう形で募集されたのか教えてください。

◎橋本 都市政策課長 募集の方法でございますが、募集要項の配布をインターネット上と窓口で平成29年8月16日から8月31日の間に公募したものでございます。

◆土山 委員 募集要項の配布のホームページというのはどこにあるんですか。入札とかだったら、こう結果とか募集とかあるんですけど、ぱっと私がアクセスするのに募集要項とか結果とか、アクセスがすごくしにくくて、今回の案件というのは、いっぱい来てくれはったら、こういうことも起こらへんかったのかなという気もするんで、その辺ちょっとどうですか。

◎橋本 都市政策課長 ホームページの掲載の方法としましては、まず8月16日の時点では新着情報のほうにリンクを張っておったということですが、通常の状態ですと、済みません、ホームページの名称は定かじゃないんですけども、計画審議会の項目の中に行政改革という項目がございまして、その中にさらに指定管理者制度の過去の選定経過ですとか、そういったものが載っておるという状態でありまして、新着情報から消えると、トップページには表示がないという状態ではあります。

◆土山 委員 原因を一つ取り除くために、やっぱりこう見やすいところ、多くの事業者が参加してもらってよりよいサービスを提供してもらおう事業者を探すためにも、やっぱりたくさんの方の目に触れる位置にやっぱり出すとか、ほかの入札案件のところ、ちゃんと出しておくとか、考えてもらったらいいかなと思います。

最初の質疑というか、日本管財さんが応募書類の申請時に提出締め切り時刻に少しおくれたということですが、それを証明するものというのは何かあるのかと。それと、その受け付け時に職員は誰も疑義は持たなかったのかを教えてください。

◎橋本 都市政策課長 時刻超過を証明するものについてであります。受け付け時には都市政策課の職員3名が時刻超過を認識していることから、十分な証明になるものと考えております。

また、受け付け当時には関係職員が疑義を持ちましたが、申請者から事前の電話連絡があったこと、よりよい提案を複数団体から受け付け審査したいという思いから裁量の範囲と考え、受け付けしたものでございます。

◆土山 委員 3名の公務員の方がおられて、疑義をスルーしてしまったというのは、すごいコンプライアンス意識が低くて、答弁でいくとルール違反をした3名がいてるから、十分な証明になるというよくわからないことになってしまう。そのコンプライアンス意識というのを徹底してほしい。欠格事項に該当すると判断したタイミングとその経緯を教えてください。

◎橋本 都市政策課長 欠格事項に該当すると判断した経緯ではありますが、まず先ほど御答弁申し上げましたとおり、応募書類受け付け時に、一定時刻超過の疑義があったものの、結果的には事務局の裁量として申請を受理し、応募団体2者として選定委員会で審査をしていただきました。選定委員会の総合評価後、候補者を選定した答申をいただき、候補者の決定をするに当たり、改めて応募資格、書類の不備等がないかを再確認した際に、受け付け時の時刻超過について法的確認をすべきであるとの考えのもと、弁護士相談を行いました。

その結果、募集要項で記載している提出期限に対する市の裁量はないことが判明したため、募集要項10、申請者の資格(3)欠格事項のエ「応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合」に該当するものと判断いたしました。

◆土山 委員 これは議会の議決事項にもありますし、1億円を超えるような話です。

今後このようなことがないように、どういう対策を考えておられるか教えてください。

◎橋本 都市政策課長 今後改善すべき事項につきましては、市役所事務改善事例集に掲載し、庁内周知に再発防止のため努めてまいりたいと考えております。

◆土山 委員 ぜひ取り組んでいただきたいんですが、先ほど岡本委員からもお話ありましたけど、選定委員会の方の話ですけど、選定委員会の各委員を選出した基準を教えてください。

◎橋本 都市政策課長 選定委員の構成につきましては、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条に基づき、「学識経験を有する者」、「指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者」、「本市の職員」から選出しており、福祉全般に造詣が深い大学教授、弁護士、公認会計士、大阪府職員、本市まちづくり部長の5名となっております。

◆土山 委員 指定管理者の候補者選定委員会を欠席された委員がおられると、先ほども話ありましたが、3回にわたって全員そろった日が1日もないということで、調整はできなかったのでしょうか。

◎橋本 都市政策課長 本選定委員会の開催日につきましては、当初より委員受諾の上、決定されており、再度日程調整を試みましたが、他の委員との調整がつかず欠席することとなりました。

◆土山 委員 5名という少人数でそのうち1名が担当部長ということで、残り4名の方で1人は学識経験者、あとの3名が専門分野の人ということで、その1人が来られないと、しかも住宅管理の専門の方がおられないと。1番肝になる方がおられないという中で、こういう選定作業が行われているんですけど、こういう事態は避けるべきであったと思うんですけど、いかがでしょう。

◎橋本 都市政策課長 委員御指摘のとおり、審査としましては委員全員の出席が望ましいものの、委員の過半数の出席がありましたので、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条の規定により、各回の委員会は成立いたしております。

なお、欠席委員には申請書類を御確認いただき、専門分野の視点から御意見を頂戴し、委員会において他の出席委員に御参考となるように事務局からお伝えをしております。

◆土山 委員 申請書類等確認いただくということなんですけど、欠席された委員の指摘で総工費用についてを2次審査で確認してほしいという話があるんですけど。議事録見てる限りでは、そこが抜けてると。ちゃんと指摘されたことが反映されてない部分があるんです。そういうのっていうのは、私はすごく欠陥がある選定委員会だったなと思ってます。

ちょっと、次の質疑になりますけどね、資料では第1次、第2次審査を共通して採点することになったとありますけど、通常では1次審査、書類審査を終えて2次審査に進むと思うんですけど、共通して採点することになったのは何ででしょうか。

◎橋本 都市政策課長 募集要項では第1次審査で上位3者程度に絞り、第2次審査へ進むこととしておりましたが、今回申請が2団体であったため、第1次審査の際に、委員から第2次審査であるプレゼンテーション及び質疑応答を確認した後に、審査をしてはどうかとの提案があり、委員会として承認されました。

◆土山 委員 第1回から審査の手順とか、1次審査、2次審査、修正後の第1次審査とか。第1次審査あるけど、また、プレゼン見て第1次審査を変えてしまうとか、そういうのって我々の資料では全然見えてこないんですけど。そういうことをころころ変えて、欠席された委員の点数配分も最初に言うてたことと後になって変わってくると。こういうね、柱がなくてどんどん裁量で変えていくと、大きくゆがめることもできるんです。下手したら官製談合かてやろうと思えばできるんです。これ、私すごい重大なことだと思いますし、もともと議運でもこの議案に対して取り扱いどうかという、話もあったと思うんですけど、委員が臨機応変に募集要項に記載されてること以上のことを決定するというのは、どういうふうに考えているのか教えてください。

◎橋本 都市政策課長 募集要項については第1回の選定委員会で委員に御確認いただいておりますが、手續がより明確となるよう募集要項の表現方法について、今後十分検討してまいりたいと考えております。

◆土山 委員 える問題点を指摘させてもらったんですけど、こういうことがどんどん広がっていくと市役所自体が緩くなってくるんです。コンプライアンス意識をしっかり持ってもらいたいとそういう意味で、私は議案を丸のみするのではなくて、何らかのこう附帯をつけて戒めとさせていただきたいんですけど、その辺ちょっと御協議いただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○後藤 委員長 ただいま、土山委員から提案がありました。

お諮りいたします。今の提案を受けまして休憩することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。
よって、暫時休憩いたします。

[平成29年12月7日総務建設常任委員会-12月07日-01号]

○後藤 委員長 ただいま、議案第74号、門真市営住宅の指定管理者の指定についてに対する附帯決議が提出されましたので、事務局に配付させます。

[附帯決議配付]

○後藤 委員長 それでは、議案第74号、門真市営住宅の指定管理者の指定についてに対する附帯決議を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。提出委員、土山委員。

◆土山 委員 議案第74号、門真市営住宅の指定管理者の指定についてに対する附帯決議案。

上記議案については、審査の中で選定委員のあり方、住民サービスの確保、コンプライアンスなどについてのさまざまな問題が提起され、課題が明らかとなったところである。

これらの状況を踏まえ、指定管理者の指定については選定過程等の見直しも含めた検討を行うとともに、今後の選定手続においてはより慎重かつ適切に行えるよう措置を講じること。

平成29年12月7日提出、総務建設常任委員会委員長、後藤太平様。提出者、総務建設常任委員会副委員長福田英彦、委員武田朋久、委員岡本宗城、委員土山重樹、委員今田哲哉、以上です。

○後藤 委員長 説明は終わりました。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案に対し、附帯決議を付することに決しました。
